

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、昨日の議事日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてですが、地方自治法第179条の規定により、議会に報告し、承認を求めることになっており、昨日においては採決に至っていないため、改めて議事日程に追加するものであります。御了承願います。

○

日程第1 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第1、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） それでは、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを説明いたします。

専決処分書をお願いいたします。

今回の条例の改正につきましては、年末に税制改正の大綱がありまして、その中で地方税法の関係の事務において個人番号の取り扱いが見直されたものでございます。28年1月1日から適用させる必要があったことから、専決処分を行ったものでございます。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第52条及び第125条の2において、町民税及び特別土地保有税の減免申請に関し、個人番号の記載を必要としない規定の整備であります。

以上、専決処分の報告について御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

これより、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第2 議案第2号 大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて

○議長(小松則明君) 日程2、議案第2号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

澤館総務部長には退場していただきます。

(澤館総務部長、退場)

○議長(小松則明君) 提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって討論を終結いたします。

議案第2号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番阿部義正君及び13番芳賀 潤君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、立会人に12番阿部義正君及び13番芳賀 潤君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第84条の規定により賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、お知らせいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異常なしと認めます。

職員の点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。議会事務局長。

（点呼）

（各員投票）

○議長（小松則明君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。立会人の12番阿部義正君及び13番芳賀 潤君、立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（小松則明君） 投票の結果を事務局長から報告させます。

○事務局長（佐々木 健君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 11票

反対 1票

以上でございます。

○議長（小松則明君） 以上のおおり、賛成者が多数であります。よって、本案は原案のおおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小松則明君） ただいま副町長に選任同意されました澤館和彦君より御挨拶の申し出があります。これを許可いたします。澤館和彦君、演台へどうぞ。

○総務部長（澤館和彦君） ただいまは副町長の選任に関し、御同意いただきましてまことにありがとうございます。

微力ではありますが、大槌町のために尽くしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○

日程第3 議案第3号 大槌町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第3号大槌町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

伊藤教育長には退場していただきます。

（伊藤教育長、退場）

○議長（小松則明君） 提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） よって、討論を終結いたします。

議案第3号大槌町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番佐々木慶一君及び2番下村義則君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、立会人に1番佐々木慶一君及び2番下村義則君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、お知らせいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり)配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異常なしと認めます。

職員の点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。議会事務局長。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。立会人の1番佐々木慶一君及び2番下村義則君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 投票の結果を事務局長からお知らせいたします。

○事務局長(佐々木 健君) 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 10票

反対 2票

以上でございます。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（小松則明君） ただいま教育長に選任同意されました伊藤正治君より御挨拶の申し出があります。これを許可いたします。伊藤正治君、演台へどうぞ。

○教育長（伊藤正治君） ただいまは教育長の任命に当たり、議員各位の御同意をいただき大変光栄に存じます。

任期中は大槌町教育大綱の実現に向け、学校教育、社会教育の充実に力を注いでまいります。議員各位の御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

○

日程第4 議案第4号 大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定
について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第4号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 議案第4号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定について説明いたします。

本条例は、行政不服審査法が全部改正され、第三者機関の設置が求められていることから、必要な事項を定めることを目的に制定するものであります。

次ページの条例をごらんください。

1 ページ、第1条では審査会の設置について規定しております。

第2条では審査会の所掌する事務、第3条では組織について、委員を3人以内と規定しております。

第4条では審査会の委員について、第5条では審査会を総理する会長について規定しております。

第6条では審査会の会議について、第7条では委員の守秘義務について規定しております。

第8条では、審査会の庶務は総務課において処理することを規定しております。

第9条は規則への委任規定であります。

附則において、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第4号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

本条例は、行政不服審査法の全部改正により影響のある条例9件について規定しており、全9条からなる整理条例としております。

次ページの条例をごらんください。

第1条、大槌町行政手続条例の一部を改正する条例については、不服申し立ての手續が審査請求に一元化されたため所要の整備を行うものであります。

1ページ下段から9ページにかけての第2条大槌町個人情報保護条例の一部を改正する条例、第3条大槌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例及び第4条大槌町情報公開条例の一部を改正する条例については、第1条と同様の整備を行うとともに、現行の情報公開・個人情報保護審査会にかえて、新たに大槌町情報公開・個人情報保護行政不服審査会を設置することの整備であります。

第5条、大槌町手数料条例の一部を改正する条例については、提出書類等の写しの交付に係る交付手数料について規定するものであります。

第6条、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については条文の整備であります。

第7条、大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、審議委員など職員以外の者が町の依頼または要求に応じ公務の遂行を補助するための旅

費について規定するものであります。

第8条、大槌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、審査の手續について、審査委員会に提出する書類を規定するとともに、提出された書類の写しの交付手数料について規定するものであります。

第9条、大槌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例については、審査請求に係る期間について、30日以内から3カ月以内とするとともに、委員の申し立てを審査請求に改正するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 行政不服審査法ということで、この法案だけ見れば、手数料等は発生しないということなわけです。それで、この第9条、第10条の手数料の額ということについて、ちょっと前にいっぱい法が書いてあるんですけども、読み解くのになんかちょっと難しいので御説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） お答えいたします。

行政不服審査法の改正そのものの趣旨として、公平の確保ということがあります。それは処分庁に処分の異議、不服申し立てをするとき、情報の格差の関係もありまして圧倒的に処分庁のほうが有利だろうと。そういうことで、不服審査法の改正の一環で、請求人が資料の写しの交付ができるようになったということがあります。今までは写しの交付までは求めることができなかつたんですが、これができることになったと。その場合の手数料として、要するにコピー代。今までできなかった交付のコピーの部分の手数料を取ることができなかったわけなので、それを取れることができるようにするために、情報公開条例の手数料と一緒に規定で整理をしているという趣旨でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。申請そのものにはお金はかからないけれども、そのコピーとか議決した内容については請求、その手数料がかかるということなわけですね。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） 基本的にはそのとおりなのでございますが、審査に当たって必要な資料を求めると。その写しを求めるときにかかるコピー代。ですから、審査請求

そのものにはかかりませんというのはそのとおりでありまして、資料のコピーをくださいというときにかかるものでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第6号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第6号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 議案第6号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律で新たに制度化された義務教育学校に移行するため、関係条例を整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正に伴い整備する条例は4件でございます。それぞれ、第1条から第4条でその改正内容を説明いたします。

第1条、大槌町立小中学校の設置に関する条例の一部を次のように改正する。条例を大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例に改め、第1条の小中学校の設置及び管理を小中学校及び義務教育学校の設置並びに管理に改め、同様に第2条の名称、大槌町立大槌小学校、位置、大槌町小槌第22地割15番地1及び第3条大槌町立大槌中学校、大槌町大槌第14地割150番地をそれぞれ削除し、新たに義務教育学校第4条町立の義務教育学校を次のとおり設置する。名称、大槌町立大槌学園、位置、大槌町小槌第22

地割15番地1を加え、第4条の町立小中学校を第5条町立小中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例については、第8条の2(2)に義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を加え、さらに第3条大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、第5条小学校を小学校及び義務教育学校(以下「小学校等」という。)に、さらに第18条中の小学校を小学校等に改めるものでございます。

同様に、第4条大槌町放課後児童クラブ条例につきましても、第2条大槌町立小学校(以下「小学校」という。)を大槌町立小学校及び義務教育学校(以下「小学校等」という。)に改め、第3条小学校を小学校等に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番(芳賀 潤君) ちょっと教えてください。例えば、第2条、第3条、第4条で、小中一貫になって大槌学園になんだと。それで、吉里吉里は吉里吉里学園なんだという説明がありながら、この名称は町立吉里吉里小学校、町立吉里吉里中学校のまま名称は継続するということ、何か吉里吉里学園の名称は、それではどういうふうな取り扱いになるのかというあたりのちょっと説明をお願いします。

○議長(小松則明君) 教育部長。

○教育部長(阿部幸一郎君) 説明申し上げます。

大槌学園につきましては、現在仮設校舎において施設一体型で、新庁舎につきましても同様に施設一体型の体制となりますが、吉里吉里学園につきましては現在小学校、中学校が別々の校舎でございます。このため当面は国の制度を運用し、吉里吉里学園につきましてはいわゆる施設分離型小中一貫校として対応してまいりたいと考えております。そのため、吉里吉里については、まだ小学校、中学校という文言が残っております。

○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。

○13番(芳賀 潤君) それはそれでいいんですが、例えば吉里吉里学園何とかとかという表現にはならない、今後もならないということですか。名称はあくまでも吉里吉里小学校としてやっていくんですかね。その辺はどうなんですか。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 説明申し上げます。

あくまでも、今の状況であれば国の制度を運用するというところでございますので、吉里吉里学園についても大槌学園と同様、吉里吉里学園という名称はそのまま使うこととなります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第6号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例は人事院勧告及び岩手県人事委員会勧告に鑑み、民間給与との格差是正に基づいた改正については第1条、給与制度の総合見直しに基づいた改正については第2条として提案するものであります。

次ページの新旧対照表条例第1条をごらんください。

第21条では勤勉手当の加算額について規定しております。

別表第1給料表につきましては、民間給与との格差是正に基づき平均0.21%引き上げるものであります。

給料表に進んでいただいて、条例第2条をごらんください。

第4条では地方公務員法の一部改正に伴い、級別職務分類表について規定して規定し

ております。

第11条は、通勤手当の改正であります。

第11条の2については、単身赴任手当の改正であります。

第20条の3については、行政不服審査法の改正に伴う条文の整備であります。

第21条では、勤勉手当の加算額について規定しております。

別表第1給料表につきましては、給与制度の総合的見直しに基づき、平均1%引き下げるものであります。

本条例につきましては、平成28年4月1日の施行を予定しておりますが、第1条による別表第1の規定は平成27年4月1日から、同じく第1条による第21条第2項の規定は平成27年12月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

下村議員、挙手で結構なので。（「ありがとうございます」の声あり）

○

日程第8 議案第9号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第9号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 議案第9号大槌町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第140条の2については、国民健康保険税の被保険者均等割額を1人につき1万7,000円から1万4,000円に引き下げる改正であります。

第140条の3については、国民健康保険税の世帯別平等割額を1世帯につき2万8,000円から2万円に引き下げる改正であります。

第145条については、国民健康保険税の税率引き下げに伴う国民健康保険税の減額についての改正であります。

附則については、第1条は施行期日、第2条は経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第9号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第10号 大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第10号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 議案第10号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をお開きください。

第2条定員において、第2項として、団員は基本消防団員及び機能別消防団員とする規定を追加するものであります。

附則において、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 機能別消防団員という特別な職みたいなのに、ちょっと私は消防団員を前にやっていたけれども、少しこの内容を説明していただければと思います。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（菊地秀明君） 機能別消防団員について御説明いたします。

消防団員は、通常の消防団員の方々と、あとそれに伴って機能別といって、通常団員は365日24時間団員として活動していただくのですけれども、その24時間の時間帯に制限があるといった方々がおります。仕事をしていたり、体にだんだん年齢が加算したりということでもいろいろありますので、そういった方々に対して特別な機能ということで、広報活動や災害のみの従事という形で機能別消防団員を設けて、その方々も団員として活動していただくという形で設定するものであります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この機能別消防団に関しては特段ありませんが、この定数に対して、以前から257名という定数があって、今回機能別消防団を設けても257名という数字になっているわけです。それで、この定数が両方合わせて257名という形でいくと、要はその中身について、今までの消防団員と機能別消防団員の数が、要はどんどん通常の消防団員が減って行って、機能別消防団員の数のほうが上回ったときに、実際に機能するとき困るのではないのかなと。やっぱり、ある一定の消防団員の定数を確保する意味では、それぞれ定数を分けるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（菊地秀明君） あくまでも基本的な考えですけれども、基本団員を募集するというのは先決事項であります。その中で機能別消防団員が余りにも今ふえていくといったので、確かにその御指摘があります。それを抑えながら、消防団員の正規消防団員に加入していただくという活動を全面に押し出して団員加入という形で考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） その考え方はわかるんですが、ただこの定数がきちっとされていないと、実際のときに災害とかいろんなことが起こったときに、この後のことを考えたときにですよ、通常の団員の数のほうが減って機能別消防団員の数のほうが多くなったときに、消防活動に支障を来すのではないのかなというその辺が懸念されるわけです。だから、ある一定の数の割合の定数を定めたほうが、むしろ業務としてはやりやすくなるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（菊地秀明君） 御指摘のとおりだと思います。それで、機能別消防団員を設定するに当たって、消防団の団長さん、方々とかいろいろ協議してまいりました。その

中でも、やはり消防団の方々は、基本団員を集めることが優先ですよという形の中でやるので、確かに多くなればその分だけ誰しもができる範囲で活動するという機能別消防団に行く可能性があるんですけども、そこを団員加入の段階で余り多くならない程度で募集するという形を考えております。

それで、基本的にはその方々がなぜ機能別消防団員になるのかという形がありまして、それはやはり仕事の内容。あと、訓練に365日割かれると大変だという話もありますので、実際はそこまでなかなか多くなれないのかなというちょっと考えもありますけれども、ただこれは4月から募集いたしますので、その点はいろいろこれからも協議してまいります。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） そこで、そもそもですが、ちょっとお伺いいたしますけれども、消防団員の定数の根拠がわかれば教えてほしいのですが。

それと、今の定数257名というのは、担当課からして多いのか少ないのかというところを教えてください。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（菊地秀明君） 済みません、今の質問で、257人になった根拠はちょっと今手持ちの資料がないものですから説明できませんけれども、もともと、資料として約10年前は226人で、大体条例定数の88%くらいいました。それで震災後、現在10年後で、今174名で68%というふうにだんだん減ってきております。それで、もともと大槌町の人口に合わせて消防団員の定数を決めていましたので、それに基づいてふやしていきたいというのは、こちらの皆さんの考えだと思います。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 結局のところ多ければ多いほどいいということにもなると思うんですが、大体どのぐらいいけば今の救急時あるいは災害時に適応できる範囲だというふうなお考えですか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（菊地秀明君） 今現在、何人という形ではちょっと言えないんですけども、ただ消防団員の方々の職種が変わってきたと。もともとは自営業の方々がいっぱいいたということで、農林とか、あと漁業とかそういった形の方々が消防団員をしていただいていたので、消防団の減少というのは全国的なもので、やはりサラリーマンの形になっ

てきたので地元になかなかいないというのが現状であります。

それで、人数がいれば活動できるかと。人数がいればいいんですけども、いてもなかなか、例えば町内、町外とかに仕事に行っているものですから、本当の災害のときにはなかなかいないというのが現状であります。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 今、どこの自治体でも消防団員が不足しているということで、岩手県内でも新採用の職員も消防団員に、半強制的に団員にするというような自治体もあったかと思うんですが、大槌町の場合は今後そういう考え方をされるような考えはありますかということをお伺いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） 確かにそういう自治体もあるというふうには聞いていますが、採用段階でそれを条件にしてというのはなかなか厳しいということがございます。ただ、その消防団の活動というものに職員が意識をして、その必要性というものを認識してもらおうという対策が必要だと思っております。そのために新採用職員、あるいは入ってからでもいいんですが、研修の中で消防団活動というのはこういうことをやっているんだと、こういう重要な役割を担っているんだということを啓発してまいりまして、そちらのほうで自主的に入っていく職員をふやしていくという対策を講じていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第10号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第11号 大槌町住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第11号大槌町住居表示整備審議会条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第11号大槌町住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

おめくりいただきまして、新旧対照表のほうでございます。

第3条組織で、委員数15名になっておりますが、これを委員を12名以内にする。それと、2項各号で定めております選出区分について、地元代表者を削除し、3区分の選出区分にしております。

第4条を新たに設けまして、臨時委員ということで、当該審議事項ごとに町長が任命する委員を新たに設けたものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するというので対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 審議会の委員を3名減らしたと。その中に、地元代表者だけが3人減ったと。この住居表示のところなんですけれども、地元の代表を3人減らして、あとはというか、ほかの1番から3番までのところが1名も減らないで地元代表者がなくなるということは、どういうわけで地元代表者を削除したんですか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますが、地元代表者については確かに新旧対照表を見ますと削除になっております。ただ、臨時委員のほうで地元代表者を選出するというので考えております。当該案件事項にということについて町長が任命するというので、町方の案件につきましては町方の方を選出するような格好で、吉里吉里の地区の案件については吉里吉里の方を選出するというような格好で、地元の声はきちんと対応できるような体制の審議会にしていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今ので了解しました。それで、その臨時委員が地元の人たちということで入るんですが、大体大槌の地区を住居表示とあったときに地域ごとに臨時委員を決めるわけなんですけれども、どのぐらいのスパンというか、例えば吉里吉里は吉里吉里なんだとか、浪板は吉里吉里・浪板なんだとか、大体何地区ぐらいを想定していますで

しょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますが、今後実際に町方地区、それと赤浜、安渡、吉里吉里地区ということで住居表示の審議会の開催に対応していかなければなりませんので、先ほど今お話しした町方、赤浜、安渡、地区ごとでの今想定でございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第11号大槌町住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第12号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第12号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議案第12号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

今回の改正理由につきましては、全国的に増加する小規模の通所介護事業所について、地域との連携、それと事業所の透明性の確保、それと今市町村が進めております地域包括ケアシステムとの整合性があるサービス基盤の整備を行う必要があることから、国の基準省令の改正が行われ、これに伴う標記条例の一部改正を行うものでございます。

1ページ目でございますが、目次の部分、第3章の2に地域密着型通所介護として対

応すべく基本方針、人員等の内容が盛り込まれてございます。

それと、1ページ目の第5節ですが、地域密着型通所介護の中に指定療養型通所介護についても基本方針、人員等、対応すべく基準が目次で出されております。

1ページ目から6ページ目につきましては、この新たな章立てがなされた関係での条ずれの内容でございます。

7ページ目から、先ほどの目次で御説明しました地域密着型通所介護についての基本方針等が書かれてございます。地域密着型通所介護につきましては、必要な日常生活の世話、機能訓練等、利用者の社会的孤立の解消等の対応をしなければならない基本方針。それと、従業員の人数、具体的に設置する従業員の職種等が書かれてございます。その内容が7ページ以下に記載されてございます。

それと、17ページになりますが、指定療養型通所介護ということで、こちらは要介護状態が重い方が受けるサービスでございますが、指定療養型通所介護についても基本方針、それと人員に関する基準の内容について記載しておるものでございます。

この条例につきましては、町内の介護事業所の方々が対応いただく条例の内容となっております。ことし、28年4月1日からの施行を考えてございます。

説明は以上でございます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まず、18ページなんですけれども、利用定員というところを今見ているんですけれども、利用定員は9人以下とするという内容でございますが、ざっと見て今後この大槌町でそういうふうな施設を運営するような動きがあるのかないのか。そこら辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） 今の東梅議員の御質問ですけれども、今の動きとしては出る可能性はあるというところで、まだ正式に申し出があるところはありません。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第12号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほど、及川議員への質問への答弁が保留となっておりますが、発言を求められましたのでこれを許可いたします。消防課長。

○消防課長（菊地秀明君） 先ほどの及川議員の質問に対してお答えします。

総務省で出されている消防力の整備指針に基づきまして、人口、面積、地域の実情によりまして算出した数字でございます。

○

日程第12 議案第13号 大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第13号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第13号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正理由は、増加する小規模の通所介護事業所について、地域との連携や運営の透明性の確保、それと市町村が構築する地域包括ケアシステムの整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、国基準省令が改正されたことに伴う標記条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正の内容でございますが、新旧対照表の1ページ目でございます。1ページ目から4ページ目につきましては、改正前条例の削除に伴う条ずれでございます。

改正の内容としましては、5ページ目でございます。指定介護予防認知症対応型通所介護事業者ということで、第39条でございますが、おおむね6カ月に1回の運営協議会の開催を義務づけ、記録の作成、公表をすることが規定された内容が主なものでございます。

この指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、町内には城山の杜がございますが、今ちょっとデイサービスのほうは現在休止中ということで、対象になる事業者は今はないという状況になってございます。

おめくりいただきまして、6ページ目でございます。第39条の第5項でこの指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、事業所と同一建物に居住する者以外のサービスの提供が努力義務化されておる内容が主な内容となっております。

この条例につきましては、28年4月1日からの施行とするものでございます。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 先ほどの第12号の中で東梅康悦議員の質問にもあったんですが、町内における地域密着型の通所介護事業所というのはどういう事業所があって、規模はこのぐらいになれば町が管理する地域密着という名前がつくんですというような紹介をされたほうが早わかりだと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） 地域密着といった位置づけは、実をいうと18人以下といった形になります。

それで、現在であると、ほっとおつちが小規模多機能という形です。あと、グループホーム城山の杜です。

それと、今後4月1日以降ですけれども、はまぎくのほうで定員を18名以下に持っていくということで、それで地域密着型といった形に変わります。

あと、先日でき上がっていますが、ねまれやさんといったところ、ワーカーズコープさんでやっていますけれども、そちらのほうで町内としては事業所としてあるという状況になります。以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第13号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第14号 大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第14号大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、附則第2項平成28年9月30日を平成33年9月30日に改めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第14号大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第15号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第15号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第3条関係に町営住宅等の名称に末広町町営住宅並びに所在地に大槌町末広町を追加するものです。

なお、入居者説明会は平成28年3月26日、入居開始は平成28年4月1日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第15号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第16号 業務委託契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第16号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。大槌町町方地区隣接地一体造成事業業務委託。

2、契約の相手方。岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部、本部長 森本 剛です。

変更する議決案件は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額4,400万円を3,400万円増額して7,800万円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成28年2月5日に行っております。

参考資料をお開きください。

変更理由。施工に当たっては、町方地区土地区画整理事業と一体で盛り土することからプレロード工法、載荷盛り土工法を用いたことによる工事費の増と物価上昇や諸経費

等の変更により増額変更するものでございます。

当該区間に接する土地区画整理事業のかさ上げが平成28年6月末の完了といたしており、その……、済みません。間違えました。

別紙に、施工区域と面積を表示しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この業務委託によってかさ上げをしているわけなんですけれども、この金額が大幅に変更になっております。この理由も書いてあるんですが、当初この4,400万円で契約したときのこの工法はどういう工法でやろうとしてこの見積もりになっていたのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） そこに変更理由を書かせていただいておりますけれども、一般の宅地と同様、通常に盛り土をするということだけで見ておりましたので、一般の宅地と同様に、今度はやっぱり締め固めを十分しておいたほうがいいということで、プレロードということで余盛りを少し余分に盛るということで、約1.6メートルぐらい余分に盛っておりますので、その分の工事費が今回加算されてしまったということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 通常で考えると、この当初の予算を出すときに、本来であれば全体的に盛り土をしているわけですから、この現在出てきている7,800万円という予算を本来であれば計上すべきだったのではないかと。

それからまた、もう1点だけ私が不思議に思ったのは、工事が完了した後にこの変更という形が出てきたのにちょっとびっくりしているんですが、どういう理由で工事が終了後にこの変更の案件が出てきたのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 確かに変更の時期が今になってしまったというのは、数量を確定するのに時間がかかったということと、それから今、最終的な仕上がりを確認するのに時間がかかるということで、工期については3月31日までということの工期になっておりますので、その中で一応最終的な出来高といいますか、数量の確定をして、金額も変更させていただいたということで、今回この数字が出てきたということござ

います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと補足しますけれども、当初は墓所、墓地でもあるということで、宅地と同じ高さまで盛ればいいのではないかという程度の認識でした。ただ、実際は宅地の盛り土のちょうど周辺部に当たっているのです、当然再加重をかけたときの隣接地にもきちっと加重をかけるようにするには、それ以上さらに再加重をかけなければだめだという中で広がっていったという結果、こういった金額になったというのがまず第1点でございます。

それから、第2点でこの変更の時期でございますけれども、現在その墓地内によって裁判がなされております。そこで窪地になっている部分もありまして、当初はそれも全部かさ上げする予定でございました。ただ、今この年度末になって、どうもその解決が図られないということで、今回はここでやめましょうということで、今の時期の変更となったものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） その理由は今説明を受けてわかりましたが、本来であればこれだけの金額変更になるのであれば、その検討をしてこうなりますよと。要は、その量というのは面積に比例してわかるわけですから、その変更になった時点でおおよそはわかるわけなんです。その時点でやっぱり、これは案件として本来は説明がなされなければいけないものではなかったのかなというふうに私は思うわけです。

ぜひ今後、こういうことのないように、その都度議会での説明または委員会での説明でも結構です。やっていただかないと、正直言って4,400万円がいきなり7,800万円という金額になって驚いたわけです。その辺のことをきっちりやっていただきたいなと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第16号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第16 議案第17号 大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事
委託に関する協定の締結について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第17号大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定。

2、契約の相手方。東京都文京区湯島二丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団理事長 谷戸善彦でございます。

変更する議決案件は契約金額の変更でございます。変更前の契約金額5億2,000万円を4,340万円減額して、4億7,660万円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成28年2月22日に行っております。

参考資料をお開きください。

変更理由は、下水道施設増設工事が完了するに当たり、確定した事業費において不用額を減額する協定変更を締結するものであります。

変更内容でございます。

土木工事については、場内配管の取りかえを一部やめ、数量288メートルから79メートル減工し209メートルとしたことにより、1,240万円の減。建築工事については、汚泥ポンプ等の建具等の取りかえ数量105.5平方メートルから96.4平方メートル減工し、9.1平方メートルとしたことによる1,200万円の減。機械設備工事については、日本下水道事業団と受注業者との契約した際の差額により2,300万円の減。電気設備工事については、埋設配線・配管の数量を6,160メートルから1,936メートル増加し、8,096メートルとしたことにより400万円の増であります。

予算管理表と一般平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第17号大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第18号 財産の取得について

○議長(小松則明君) 日程第17、議案第18号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1、財産の品名。町方地区(末広町)災害公営住宅等の取得。

2、取得の数量。災害公営住宅53戸。

3、取得の方法。随意契約。

4、取得の金額。18億4,948万6,765円。

5、契約の相手方。岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、本部長 森本 剛です。

次のページの資料をお開きください。

土地の所在地は、岩手県上閉伊郡大槌町末広町18番7ほか。地目、宅地。地積、3,798平方メートル。

物件の種類は災害公営住宅。鉄筋コンクリート造6階建て、1棟53戸。建築面積は890平方メートル。延床面積は3,785平方メートルになります。附帯施設として、ごみ置き場1カ所、受水槽1カ所、ガスボンベ庫1カ所、平面駐車場1カ所、広場1カ所がございます。

参考資料をお開きください。

3月の完成、そして4月からの入居開始ということになります。

建物配置図、建物平面図、建物立面図、住棟構成図、工事事業費内訳書を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番(東梅 守君) 毎回同じ質問で大変恐縮なんですけど、これは坪単価は幾らになっ

ているのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回の単価でございますけれども、まず全体の戸当たり単価、1戸当たりこちらのほうの単価につきましては、おおよそ3,500万円となっております。平米にいたしますとおおよそ50万円ほどで、坪単価にしますと160万円ほどとなっております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第18号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第19号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第19号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。町方地区（本町1・上町）災害公営住宅等の取得。

2、契約方法。随意契約。

3、契約金額。3億1,158万8,000円。

4、契約の相手方。岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、本部長 森本 剛です。

次のページをお開きください。

土地の所在地は、本町1は大槌町本町6番7号ほか。上町は大槌町上町2番2号ほか。地目は両方とも宅地でございます。地積は、本町1が約1,490平方メートル、上町が約1,202平方メートルとなります。

物件の種類は災害公営住宅。木造構造平屋3棟12戸、建築面積は約755平方メートル。附帯施設として、ごみ置き場2カ所、外部物置12カ所、ガスボンベ庫3カ所、平面駐車場3カ所、広場3カ所です。

参考資料をお開きください。

今後の業務の流れですが、今回の財産取得について議会承認をいただきました後は、速やかに契約の相手方である独立行政法人都市再生機構と契約を締結いたします。今月末、4月を目途に、独立行政法人都市再生機構は施工業者と実施設計、工事請負契約の締結を行う予定でございます。順調に進めば、平成28年8月から建築工事を開始し、来年3月の定例会に財産の取得の議案を提出し、議会承認を得られました後は速やかに契約したいと考えております。

平成29年3月の完成、そして4月からの入居開始ということになります。

位置図と区域図、配置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第19号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第20号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第20号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。平成26年度大槌町災害公営住宅買取事業（浪板児童館跡地区・安渡A地区・吉里吉里A地区）A群災害公営住宅。

2、契約方法。随意契約。

3、契約金額。1億9,728万2,517円。

4、契約の相手方。代表企業、岩手県上閉伊郡大槌町大槌15の1の13、株式会社山口建設、山口信儀です。設計・工事管理者、岩手県上閉伊郡大槌町大槌23の46の10、株式会社 D o m u s A ・ I 設計事務所、阿部盛任。構成員、岩手県上閉伊郡大槌町小槌16の42、有限会社高清水、高清水敬士。同じく構成員、岩手県上閉伊郡大槌町安渡1の6の3、有限会社岩間建設工業、岩間公人。同じく構成員、岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉

里9の4第2仮設7の5、野崎建設、川口泰宏。

次のページをお開きください。

土地の所在地については、別紙位置図をご参照ください。

物件の種類は災害公営住宅、木造構造2階建て9戸、建築面積は約496平方メートル。延べ床面積は約710平方メートルになります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 先ほどと同じように、これの1棟当たりの金額と、あと坪単価等、わかればお願いいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） こちらは木造となっております、戸当たり単価ですけれども、1戸当たり大体2,200万円ほど、平米当たり30万円弱、坪単価にしますと90万円強となっております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第20号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第21号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第21号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。平成26年度大槌町災害公営住宅買取事業（浪板児童館跡地区・安渡A地区・吉里吉里A）B群災害公営住宅。

2、契約方法。随意契約。

3、契約金額。1億4,827万2,117円。

4、契約の相手方、代表企業、岩手県上閉伊郡大槌町上町2の12、有限会社まるたに商事、谷澤俊宏です。設計・工事管理者、神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町2の161の

1、1級建築士事務所T s u b o Y a、坪谷和彦。構成員、岩手県上閉伊郡大槌町小鍬26の148の13、株式会社上野工務店、上野正治。同じく構成員、岩手県上閉伊郡大槌町小鍬21の106の1、小笠原建設、小笠原政人。同じく構成員、岩手県上閉伊郡大槌町小鍬23の93の1、株式会社藤清工務店、藤原清吾。

次のページをお開きください。

土地の所在地については、別紙位置図をご参照ください。

物件の種類は災害公営住宅でございます。木造構造2階建て、7戸。建築面積は約385平方メートル、延べ床面積は約522平方メートルになります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 20も21もそうなんですけれども、先ほど東梅 守さんが単価の質問をしていましたが、単価はともあれ、いずれやっところまできて災害公営が各地域で建築が可能になったことは非常に喜ばしいことだと思います。

ただ、これにちょっとそのタイムテーブルがなかったので、いつごろ完成して、それで抽せんがたしかAブロックというのは決まっているけれども、Aブロックで右なのか左なのか、どこの位置なのかというのはまだだったような記憶ですが、その点の最終的な確定というか、そういうことはいつごろを予定しているのかお知らせください。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） スケジュール感と場所の件ですけれども、浪板児童館跡地につきましては、今A群のほう、B群のほうともに施工中でございます。こちらにつきましては、ゴールデンウィークの前あたりに完成して引き渡しをしていきたいというふうに考えておりますが、それで現在進捗状況といたしましては、安渡のにわたり神社の下のほうの盛り土工事が終了しまして、現在道路であつたりとか、上下水道であつたりとかの基盤整備工事を行っております。こちらが完了し次第、建設工事のほうに順次移っていくというふうに考えております。

また、吉里吉里のほうについては、現在盛り土工事、区画整理のほうを行っておりますので、そちらのほうの基盤整備を行った後に、順次施工のほうに入っていきたいというふうになっておりまして、スケジュールのほうについては、その面整備のほう、基盤整備のほうにあわせて引っ張られるような形で施工に展開していくということになりますので、現在はちょっとそこまで、基盤整備のほうの施工展開のほう、それを鑑みなが

ら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） おおむねどのぐらいをめどとしているか。住民は、生まれれば楽しみじゃないですか。年内に、正月を新しい家で越せるのかなとか、来年の3月まで待たねばならないんだとか。あと、そのA、Bとあったときの右なのか左なのかについて、答弁漏れだったのでお願いします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 失礼しました。

その時期ですけれども、安渡地区までについては、来年度中の完成をめどに進めていきたいと思っております。吉里吉里につきましては、来年度中の工事着手を行いまして、再来年度中の完成を目指していきたいというふうに考えております。

また、その右、左のほうについてですけれども、そちらのほうにつきましては現在設計中となっております。設計のほうは完了し次第、お示ししたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第21号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第22号 大槌町過疎地域自立促進計画を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第22号大槌町過疎地域自立促進計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 議案第22号大槌町過疎地域自立促進計画について御説明申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正によりまして、平成32年

度までの法律期限の延長措置がとられたということでございますので、新たに28年度から32年度までの過疎地域自立促進計画を策定することとしまして、同法第6条第1項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、計画案の概要を説明させていただきます。

計画書をごらん願いたいと思います。

1ページから2ページにつきましては、当町の自然、歴史、社会経済の概要及び過疎の状況について記載してございます。

3ページから6ページまでにつきましては、昭和35年から基準年ごとの人口の推移を掲載してございます。

7ページから8ページまでは、産業別人口の動向を記載してございます。

9ページと10ページにつきましては、当町の財政状況及び公共施設の整備状況等を記載しております。

次に、10ページから11ページでございますが、こちらは過疎地域自立促進計画の基本方針を記載してございまして、当町の最上位計画でございます大槌町東日本大震災津波復興計画に基づきまして、4つの分野を推進しながら過疎地域の自立を目指すということとしてございまして、現計画との整合性をとったところでございます。

12ページは計画期間でございまして、計画期間は平成28年度から32年度までの5カ年とすることを明記しております。

13ページから18ページにかけましては、産業の振興について記載しておりまして、農林水産業、地場産業、企業誘致、企業の状況、観光商工、商工業、雇用の確保などについて、それぞれ（1）として現況と問題点、（2）としてその対策、（3）としてその事業計画表を記載してございます。

以下、同じような形式で掲載してございまして、20ページにつきましては、3として交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進について掲載しております。

24ページからは生活環境の整備ということ、30ページからにつきましては、5として高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、36ページにつきましては、6として医療の確保について、37ページからは、7として教育の振興について、42ページからは、8として地域文化の振興について、43ページにつきましては、9として集落の整備について記載してございます。44ページからは、その他地域の自立促進に関して必要な事項ということとございまして、こちらはいわゆる過疎債が充当できるソフト事業について

事業計画を記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 23ページに事業計画として、28年度から32年度の事業計画が載っているわけですが、ここの部分の事業規模はどのくらいになるのか、その辺をお伺いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 実は、これは今、算定資料のほうを今回つけておりませんが、附属資料はございまして、ちょっと今手元に持っていないので、後で御配付したいと思っておりますが、こちらの事業費に関しましては、復興事業の進捗と、それから事業の規模にもよります。それで、今後一部負担、復興事業の一部負担で三枚堂・大ケロトンネルも一部負担が入っておりますが、そういった部分の事業費等も勘案して算出してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 今、計画は本当に素晴らしい計画だとは思いますが、やっぱりその計画どおりにいかないのが現状でありまして、農業に関してもですけれども、今高齢化に伴って農業もすごく大変なわけですよ。それで、農業するにしても、何をつくるにしても、高齢化に伴って機械の購入をしなければならないし、それがまた高額な機械なわけですし、それでまずそれをつくったからといって生産とそれが合わないことが大変になっているわけですよ。

それで、また農業の後継者がいないことも大変なことなわけですが、今その後継者に関しても、今結婚をしない人たちがたくさんいるわけですよ。結婚をしないということは、出産がない、人口減少につながっていくわけで、今まで同じことばかりやっていて、それが農業をだめにしていくという感じになっているわけなので、新しいことをこれからやっていかないと、やっぱり今ものをつくっても鳥獣被害に遭ったりとかそういうことがすごく多くなっていて、鳥獣被害に遭わないようにするためには、やっぱりハウス栽培だったりとかというふうなことをしていかなければならない。けれども、ハウス栽培にしても高額な金額がかかるわけですよ。

そういったことのこれからの農業をしていく人たちに対する対策というのは、計画

だけでは多分、今大変なわけなんです。考えている場合じゃない。もうやっていかなければならないことになっているので、やっぱりその対策として緊急に、どういうふうなことを考えていらっしゃいますか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 今回のこの過疎計画につきましては、この計画でもって何か事業をするということではなくて、起債をするための計画ということになりますので、実質的な施策の関係につきましては、復興計画であったり、あるいは復興計画に基づく各種計画の中で議論されていくということでございますので、御了承いただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 29ページの水道施設なんですけれども、喫緊に大変な集落があるわけなんです、その辺事業計画とかそういう方向はないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 本日は水道所長が見えていませんので、私から御答弁させていただきます。

平成28年度の当初予算におきまして、先日全協でお配りいたしました、当初予算の概要のほうに、こちらの8ページの下段のほうに水道未普及地域の対策についてということで、来年度は1,000万円ほど予算を計上しております。

ですが、全協でもちょっと御説明いたしましたが、全部の制度がまだ固まっているわけではございませんので、平成28年度中に事業の進捗を図りながらそういった対策を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ありがとうございます。

私が前に言いましたのは、緊急として、タンク増設というか、井戸用のタンクをお願いしたわけです。しっかり始めるにも時間がかかるので、とりあえずは今は今のあれで早くやってほしいということで、そのタンクの金額かなと思うんですけれども、そのタンクに入れるために水道事業所で今水をくんでいるわけですね、1週間に1回ずつ。そういう現状もありますので、その辺よろしく御検討いただきたいと改めてお願いします。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私は産業の振興のところでお尋ねいたします。

震災後、産業振興に関しては、水産業も大変、農業も大変、全てに課題があるように見ております。それで、そんな中で具体的に進めなければ、早急に進めなければいけない点が多いなというふうに思っておりました。今までいろいろな計画を見てきたけれども、具体策がなかなか見えてこない。商業に関してもいまだ本設に至るにしても、どうやってもとの場所で再開できるかという部分も見えてこないというところもあります。そんな部分は予算の中で質問させていただきます。

私は、ちょっと1点だけ。観光またはレクリエーションのところでちょっとお尋ねいたします。

この中を見ると、今復興事業のために宿泊施設がいっぱいで、外から来る観光客に対してはなかなか施設を提供できていないという現実があるという中で、ことしは国体もある。それからこの後には釜石でラグビーのワールドカップがあるというところを考えると、まだ復興事業は途上でありますから、その時点でも多くの方が大槌町を訪れるのではないかなど。今まで以上にね。そのときに、どうこれを受け入れて、大槌の魅力を発信していくのか。その辺の具体的な部分が見えてこないのですが、その辺について何か考え方はありますか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 宿泊施設の増設等にかかわる対策があるかどうかという御趣旨だと思いますが、宿泊施設については大きなお金がかかる施設産業でありますし、また町のほうでもまちづくり会社を通じましてホワイトベースを運営した際に、町内の事業者さんからは相当な反発があったような事態もお聞きしております。

そういうこともございまして、町で直接その施設を建設するとかということはなかなか難しい状況。また、施設の誘致も、今面整備がまだなかなかそこまで、広い用地を確保するところまではいっていない状況でございますので、その辺が緊急なところと面整備との迫りかけっこになりますけれども、やはり宿泊業関係については民間の進出を粘り強く待つところしかないのかなというのが現実的なところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 実際に旅館であるとかホテルであるとかいうところを、例えば誘致であったりとか、またはホワイトベースのように建てるというのは、現実的にはないと思うんですね。特に、国体にしろ、ワールドカップにしろ、一時的なものですから、

そういうのにわざわざホテルとかを建てるというのは、その後のことを考えると現実的ではないわけです。

ただ、実際に大槌を訪れる人がいるであろうということは予測できるわけです。その対策をじゃあどうしようかと考えたときに、今言われている民泊というところを活用できないのか。一時的なことですので、民泊というところを活用できないのかなというふうに私は考えるわけです。そのときに、例えばやりたいと思っている人はいても、実際に泊めるとなると、設備の改修であったりとか、多少の改修が必要になってくるわけです。そのときに、例えばこちらから手助けする施策があれば、もしかしたら申し出てくれる人たちがあるのではないのかなと。そういうことで、地域密着型の宿泊という部分考えたときに有効なのではないのかなと。何とかせつかく大槌に来ていただける方たちに、大槌の魅力を伝える手段を今講じなければ、幾ら交流人口の拡大、拡大と言っても、復興後、復興後の話をしていると、そのときには終わってしまうのではないのかなと。今やらなければいけないことなのではないのかなというふうに私は考えるわけ。そういう意味で、どんどん過疎になっていく可能性の高いところでも、やれることはいっぱいあるはずなんです。そういうところにやっぱりちょっと手を差し伸べるだけで変わるのではないのかなというふうに思うんですが、その辺の施策を考えられないかどうか、お願いいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 民泊を含めた宿泊対策でございますけれども、現在そのような施策を具体的には検討しておりませんので、しかしながら課題の分析、いろいろ民泊については当町以外でも研究が進んでおりますので、その辺を研究して今後の施策に生かせるかどうか。まず、分析と課題の抽出をしまいたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、せつかく大槌をこの震災でつながって毎年訪れる人もいれば、年に何度も訪れる人もいます。それから、初めてもちろん訪れる人もいますけれども、そういう人たちに大槌のファンになってもらう意味でも、そういう宿泊ができないという現実があるわけです。それで、皆さん釜石とか花巻とかよそに行って泊まっている現実があれば、どこか受け入れられる場所をつくる必要性はあるのではないかなというふうに思います。そうすることによって、例えばこの復興事業が終わった後に、旅館とか

ホテル、当然にあきがでてくる。そういうところに今度は泊まれるわけです、その人たちが。今、その対策をしなければ、きっと復興後には本当に人がいなくなる町に、地元の人しか残らない町になってしまうという懸念がされますので、ぜひその辺の部分で早急に対策をとるようにしていただきたいなど。

よく私のところに電話が来ます。「どこか泊まる場所はないですか」と。「仮設でも何でもいいです」と来ます。皆さんをお断りするのも本当に、じゃあうちに泊まっていいですよと言うんですけれども、「いや、それはあんまりだ」ということで、結局遠くに泊まるという現実があります。ぜひ、その辺、早急に検討いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 要望でよろしいですか。（「はい、要望でいいです」の声あり）

下村義則君。座ったままで。

○2番（下村義則君） はい、座ったままで。

私も産業の振興について、13ページ。農業について質問をいたします。

1月15日に沿岸の拠点センターがオープンされて約2カ月くらいたつわけですけれども、私は大体あそこに10回から15回行って野菜を買ったりしています。食堂にも入って、ラーメンも食べています。

それで、2カ月見てきたんですが、だんだんと車、駐車スペースに車が何か足りなくなってきたような気がするんです。それで、今まで大槌町に道の駅というのがなくて、それであそこに道の駅になるような拠点ができたものだから、せめて町長初め職員の方々もあそこに行って野菜を買ったり、お昼を食べたりしてもらえないかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私もきちんと食事はとりに行っておりますし、買い物はしております。

ただ、議員御指摘のとおり、駐車スペースが少な過ぎるのではないかなと思います。今のところ工事をしておりますので、なかなか入り口が悪いんですけれども、きちんとその辺は今回の源水大橋もできますし、また復興道路もできますから、あそこにやはりおりてきても買い物したり食事したりと思うような魅力的なものをつくっていく必要は私はあると思っています。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私はスーパーが近くにあるんですけれども、そこに行く前に必ず

あそこに寄るようにしていますので、皆さんもどうかよろしく、あそこで買い物なり食事をとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 要望と考えます。

金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 東梅さんのほうから交流人口の話、何だかの。私は定住人口について。

前政権で担い手をつくろうと思って漁業学校なるものを押し上げて、そして今、実際漁業に従事して三、四名働いていると。ゆうべもテレビで盛大にやっています。しかしながら、その人たちがここに住もうと思っても、今まで蓄えてきたもので飯を食べながら仕事をやってきたと。何とかかんとかこれは、早くお金になるものはどういうものかとか、いろんな話をしている。確かにそうなんだ。やったからには、やっぱり自分の実績も上げたいと。

そういうところで、あみっと働いて食えばいいんだとかいろんな話が出ていますけれども、町としてあそこまで漁業学校も押し上げてやってきた以上は、あの人たちに、事業をするにも船もない。漁具を買うにも金もないと。そういう状態のようで、とても見るに忍びない。ここでやっぱり、漁業学校まで押し上げてやった以上は、その後のアフターケアというのにも必要じゃないかと思えますけれども、部長どうですか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 漁業の新規担い手へのアフターフォローの関係でございますけれども、参入する漁種、例えば定置網なのか、それとも養殖事業なのかでも費用が多く変わってきますけれども、養殖事業のほうについては特に漁業権の問題とか養殖施設の問題で多大な費用がかかることは承知してございます。

現在、その施設整備に係る大きなアフターフォローの制度はないのでございますけれども、ある程度一定の補助制度等を活用する、または初期の生活費等々については、今国の補助に対して町でもかさ上げ補助をしてアフターフォローしている状況でございますので、今後さらに大きな施設整備の支援等については、財源の確保も図りながら検討してまいりたい。今現在は、なかなか大きい施設整備補助のほうはない状況なので、今後検討していきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 確かにそういう制度もない。しかしながら、国とすれば一億総活

躍とかふるさと創生とかそういうのを言っているんだし、やはりこの大槌町にとれば人口が目減りするの、これ以上はもうたくさんだというような感じ。今の人口を支えられるような仕事ありませんけれどもね。だけれども、せっかくここに来て仕事をして、ここに住むといってきた人間については、そういう人についてはやっぱりそれなりにその制度の云々かんぬんじゃなく、新しい制度を例えばつくることがあっても、やっぱり定住しようとする人には、やっぱりそこには力をかすべきだと思いますけれども、町長さん。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） さまざまな計画の最終のところは、定住化であります。ですから、今金崎議員より言われたとおり、漁業学校でここで働こうという強い意志があるということですので、ストーリーとして、そのためにはそういう設備とかいろいろとあろうと思いますので、さまざまなクリアしなければならないことはありますけれども、町として、また漁協とも一緒に相談しながらフォローできるような、そういう体制をつくってまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） ぜひそうしていただきたいと思います。組合長も新しい組合長になってこうやって動いてきているとき、どうしたらいいんだと。船を与えたくても、船も与えられないと。ただ、船は余っていると。それで、養殖する場所もあるんだけど、人もいないと。ただ、やろうとする人間が、資金がもうないと。今までの生活で資金は使ってしまったと。そういうところに、やっぱり温かい手を差し伸べて、これからの新しいまちづくりに推進していただきたいと思いますので、ぜひ組合のほうとも話をしながら進めていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） きのうから地方創生総合戦略だったり、地域福祉推進計画だったり、それは事業をするときには金が必要だと。この過疎債を使って、より効果的なハードだったり自主事業をしていくというものの計画なわけですよ。単体の事業は、それはそれなりにあるにしても。ということは、きのう、その戦略だったり、推進計画だったり、さまざまな事業を抱えながら、これもいい、あれもいいと言いながら、そこで何をチョイスして、何が住民のためにいいのかということを選択して行って、それで過疎債が充当できれば健全財政につながるというのが本来なわけですよ。

ということは、きのうも申し上げましたが、きちっと見直しをしたり、ローリングをしたり、今ここに何十ページとはあるけれども、具体化された事業計画であるもの、そうでないものがあります。ということは、やはりきのうから出ている課題をより具体的に表出させて、事業費換算をして、過疎債に充当できるのかを検討して県と協議をするということが一番早わかりですよ。そのためには、やはりこの計画は計画にしても、やっぱりローリング、見直しだと思うんです。だから、この計画にあるとかないとか、昔から行政さんというのは計画に上げなければならない、実施計画に上げなくてはいけないから時間がかかるとかというのが従来のやり方ですが、もうここにきのうから総合戦略が出て、地域福祉推進計画が出て、過疎の自立計画が出たわけですから。それで、文書を読み解けば、全部抽象ですから、逆に言うと何でもできると。だから、何をやればいいのか、それが一番問題なんですけれども、そこら辺でこの3つの総合戦略……、3つなのか4つなのか、いろんな計画はあるものの、それをきちっと横断的に分析をして、過疎債に充当できるものは何なのかというあたりをどういうことで見きわめていく予定なのかということをお伺いします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） この過疎自立促進計画については、財政計画の一つというところで、過疎債をとるための計画ということになります。

それで、総合戦略とか、復興計画がありますけれども、総合戦略につきましては、基本的にソフト事業ということになりますので、ソフトの対策を展開していくと。それで、復興計画につきましては、最上位の計画ということで、これに基づいてハード整備を行ったりというふうなことになるので、実質的に何を優先順位として上げていくとか、何をやればいいのかという分については、基本的には最上位の計画である復興計画の中で議論されているということになります。それに附属して、こういった起債をとらなければならない事業についてはここに盛り込んで起債をとっていくというふうな形になりますので、事業のローリングにつきましては来年度以降も実施していきますので、その中で必要な事業は何ものかということを選定しながら内容を検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今、部長、例えば総合戦略がソフトの事業だという表現をされましたが、そのソフトの事業を達成するためにハードの整備が必要なものも出てくるわけ

ですよ。考え方です、これは。そうなったときに、金目の話、財政の話になって、じゃあ過疎債が使えるのかという話になってくるわけですね。だから、その仕切り方を間違ってしまうと、総合戦略はもうソフトだからみたいな話にくくってしまうと非常に危険なんですよね。だから、ローリングをしながら、このソフトを達成するためにはこういう箱物がやっぱりあったほうが良いと。ただ、箱物を抱えてしまうと、将来的な財政負担になるというリスクもある。そこの見きわめだと思うんです。だから、いろんな戦略とか総合会議がある、それで部局がさまざまあるけれども、それを横断的にやっていかないといかんのだろうと。それが総合政策の役割だと私は思いますよ、私はね。

ただ、庁舎内の中で、いやそれを横断的にスケール、きちんと評価するのは、それこそ町長の部局サイドで、個々の担当にやらせるとか何とかというのが今後出てくるかもわからないし、やっぱり幅広い目で見ないと。それで何か一つ歯車が狂ってしまうと…、5年延びたからまだいいですよ。その後、5年延びる保障もないし。だから、きのうの計画も全て5年です。復興計画も5年。だから、この5年の中できちっとすることは、始まりの出だしの位置に2年半ぐらいまでをきちっとしないと、あとはもう最後は消化試合になってしまう可能性もあるので、そこら辺の見きわめの間違いがないようにしていただきたいと思いますが、再度答弁があれば。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） しっかりと、何度もお話ししていますが、絵に描いた餅にならないということが大事だと思うんです。大きく構えておりますけれども、やはり各部局が本気でその事業をどうするのかということも必要ですし、また各部局だけで解決できないものもございますので、先ほど横断的などという話もされました。やはり5年と限られた期間でありますけれども、やはりスタートダッシュよくやらない限りは難しいと思います。やはり計画をつくった、よかった、これで終わったということではなくて、しっかりとストーリーをつくって、どこに落とすのか、どこに落とそうとするのか。その辺をしっかりと見きわめて、それを具体的な事業として掲げ、また予算獲得をするというような形で28年度は進めてまいりたいと考えています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 最後に、きのうの答弁にもありましたが、時には思い切った決断も必要でしょう。一般質問でも申し上げましたが、健全財政を守るがために人がいなくなったら、本末転倒な話。いろんな角度からものを見たときに、今ここでやはり町が選

扱をしてやらなければならない。それで、それが住民に対するアピールになるわけですよ。健全財政、それは事務方はそうだし、議会は議会なんですけれども、住民さんにこういう事業をやって、例えば箱物でも事業費でもこういうことに金をかけていってもう一回再生するんだよというのが大きなやっぱりメッセージになると思うんですね。そのためには、いろんなものを横断的に読み解いていかないといけないというふうな感じがしておりますので、今の決意でぜひやっていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（小松則明君） 4回目だそうです。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第22号大植町過疎地域自立促進計画を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後 0時11分

○

再 開

午後 1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第22 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 議案第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて御説明申し上げます。

お手元の議案2枚目の整備計画書及び添付の地図に基づき御説明申し上げます。なお、この計画書につきましては、辺地事業対策債を起債するために策定する事業でございま

すので、御了承願います。

対象となる辺地につきましては、大槌町徳並でございます。これまで、徳並地域においては、平成23年度から27年度までの5カ年を計画期間とする徳並辺地に係る整備計画を策定したところです。本計画は、本年度末で期間満了となりますことから、町道小鎚線の道路改良事業を引き続き進めるため、28年度から同路線の改良事業の終了時期である31年度までの4年間の計画として定めようとするものでございます。

なお、対象事業費につきましては、2億9,512万2,000円。辺地対策事業債予定額は2億9,500万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） これは小鎚の人たちにとっては、大変ありがたい道路ということで、向こう4年間、31年度までの工事の完了を見るということで、大変ありがたいことだとは思っております。

それで、1点だけ改良していただきたいなというところもあったりして、今後の方針をちょっとお尋ねいたします。

これは31年度までのわけなんです、その後ここから上流域、徳並のバス停まで、それから種戸地域は民家のあるところまでのこの改修は考えていないのかどうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 今のところ、小鎚地域のほうの道路の改良事業については、今回のこの辺地に係る公共的施設の総合整備計画だけでございます。それ以降については、今のところまだ計画はございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。交通量の問題であるとか、ビー・バイ・シーということを見るとかなり難しいものがあるのかなというところはあります。

ただ、町道である以上は、ある程度の改良であったり、改修であったりということでは、できればその地元の人たちの要望を聞くなりなんなりしてぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

特に、種戸地区のところなんですけれども、以前町道が改修されたときから地元からはよく言われているのは、雨水の側溝にふたがされていないということで、冬期間に

なるとスリップをして、その雨水の側溝に脱輪をするという問題事故が発生しております。これは長年の懸案で、地元の人たちから言われていることでもあります。ぜひ、その辺を見ていただいて、改良していただければなというふうに思うのですが、そういった部分の点検等、地域からの要望等は、これまで聞かれてこられたのかどうか。その辺をお伺いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 新山1号線と町道小鎚1号線のほうの道路の側溝なんですけれども、見たとおり、ふた等はございません。それで、昨年度等も種戸地域の方々から、ふたがないところとか、あと壊れているというところで改善の要望等をいただいております。そこについては、現地を確認したならば、道路側溝というよりは農業用水路のほうであったりとか、そういったところ等もございます。

いずれにしても、その地域の方々のそういった状況等は把握しながら、直せるところは随時直していくというような姿勢でいきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、特に冬期間が、例えば雪が降って凍ったりしたときとか、側溝が見えない状況が出たときによく脱輪をしているという状況が見受けられるようです。ぜひ、そういう意味でも、拡張ができないのであれば、そういう改良という点では、この徳並、種戸地区に限らず町内至るところにあるのであろうと思います。ぜひ、地元の人たちの声を吸い上げる形で順次改良していただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 小鎚線のお話とかいろいろ出ていますけれども、今度の今の道路を改良するのは、これはわかりますし、これはすごく長年の計画がやっとここまできたかというような感じです。

ただ、私が言いたいのは、計画を立てて、例えば道路を舗装し直すとかそういうときは、何を基準に道路舗装をやっているんですか。はっきり、例えばどんなくらいに道路の表面が壊れたとか、何年になったからまた舗装し直すのか。その辺をはっきり聞きたいんですけれども。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 実際、震災前は舗装の打ちかえというのはほとんどしていま

せんでした。穴があいたらそれを部分的に補修する程度で、打ちかえというのはしなかった。

それで、震災後、ちょっといろいろ交付金があったので、その中ではいろいろ今回は震災後の舗装の打ちかえはしております。現実を申しますと、実際その補修改修のみの補助事業というのはないので、単独費の中で見るに見かねるところは直したり、あるいはその部分的補修をしている。オーバーレイとかをしたり、あとは凍上災といったような災害を使って直してきたというのが今までの道路舗装の状況でございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 私もあちらこちらへ車で飛んで歩いているんだけど、そうすれば、私は思うに、財政というのが大きくなっていけばいいけれども、小さくなるのが目に見えている。そこで、何でここは道路の改修をするのかなと思うときもあるのさ。何もここは舗装し直さなくても、まだまだ十分使えるんでねえかというような道路まで舗装するんだ。やはり道路の舗装がひび割れして、その小さな穴がまた大きくなっていったとか、そのようになっていくのなら、私はこれはやるべきだなとは思いますが、そんなに傷んでいないところを改修すると。これが余りにも目に見えるんですよ。やはりこの長井の人たちを私は侮辱する気持ちはありませんけれども、同じ住んでいる人間とすれば道路は立派なほうがいいからね、これは。我々が走るにもそうです。だけれども、もう少し道路をきちっと点検して、例えば年数とか関係なく、やはり道路が本当に傷んだときはやるべきだけれども、そんなに傷んでいないときは、例えば1年でも2年でも我慢してもらおうとかというような方法をとらないと、こういう例えば計画を立ててもやっぱり俺は意味ないと思う。壊れたら1年でも直すべきだと思うし、まだ使えるのなら、まだ1年でも2年でも延長すべきだと思います。その辺をきちっと考えながら計画を立ててやっていただきたいと思いますが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、今回津波の浸水区域というがあって、その分浸水区域については、今そういった改修事業は復興交付金もいろいろあるので、そういったところには事業を今回は全部充てなくて、むしろ奥地のほうにどんどん改良舗装したと。逆に言えば、こういった機会でないとしたところもできなかったのが今回進めたというような状況でございます。

今後は、議員のおっしゃるとおり、きちっと道路をパトロールして、その順位を決めてやっていきたいというように考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第24号 町道の路線認定、廃止及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第23、議案第24号町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回御審議いただく路線は、認定する53路線、廃止する22路線、変更する2路線でございます。

別紙をお開きください。

認定する53路線、廃止する22路線、変更する2路線の路線番号、路線名、起点及び終点が記載されています一覧表と路線図を御確認願います。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第24号町道の路線認定、廃止及び変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後 1時31分

○

再 開

午後 1時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第24 議案第25号 平成27年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第24、議案第25号平成27年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 議案第25号平成27年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

1 款町税 1 項町民税、補正額5,554万6,000円の減は、法人町民税の現年課税額の確定によるものであります。

2 項固定資産税、補正額3,614万8,000円は、現年課税額の確定等によるものであります。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額21億7,392万5,000円の減は、復興交付金事業の精査に伴う震災復興特別交付税の減額であります。

11 款分担金及び負担金 2 項負担金、補正額 7 億888万7,000円の減は、復興整備事業に伴う水道事業会計負担金の減額であります。

12 款使用料及び手数料 1 項使用料、補正額480万円は、町営住宅使用料等の収入見込みによるものであります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額 1 億8,063万7,000円の減は、吉里吉里地区区画整理事業に伴う公共施設管理者負担金等の減額であります。

2 項国庫補助金、補正額131億6,655万2,000円は、第13回及び第14回申請分の復興交付金等であります。

3 項委託金、補正額300万円の減は、三陸沿岸道路整備に係る用地取得業務委託金であります。

14款県支出金 1 項県負担金、補正額3,068万6,000円の減は、災害弔慰金負担金等の減額であります。

2 項県補助金、補正額 2 億9,785万5,000円の減は、生活再建住宅支援事業補助金及び水産業共同利用施設復旧支援事業補助金等の減額であります。

3 項委託金、補正額315万円の減は、県知事・県議会議員選挙委託金等であります。

15款財産収入 1 項財産運用収入、補正額1,609万円は、ふるさとづくり基金預金利子等であります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額2,566万6,000円は、ふるさと納税寄附金等の収入見込みによるものであります。

17款繰入金 1 項特別会計繰入金、補正額15億7,399万7,000円の減は、下水道事業及び漁業集落排水処理事業特別会計繰入金の減額であります。

2 項基金繰入金、補正額88億3,477万円の減は、東日本大震災復興交付金基金繰入金等の減額であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額7,179万4,000円は、前年度繰越金であります。

2 ページをお開きください。

19款諸収入 4 項雑入、補正額 1 億695万3,000円の減は、災害公営住宅整備事業に伴う日本赤十字社東日本大震災復興支援事業補助金の減額等であります。

20款町債 1 項町債、補正額1,564万4,000円の減は、道路橋梁債及び臨時財政対策債等の減額であります。

3 ページをお願いいたします。歳出。

各款各項におきまして、人事院勧告に伴う人件費の補正がございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額 3 億9,715万5,000円は、ふるさとづくり基金積立金等であります。

2 項徴税费、補正額108万3,000円の減は、人件費であります。

3 項戸籍住民基本台帳費、補正額20万8,000円は、人件費であります。

4 項選挙費、補正額1,140万5,000円の減は、県知事・県議会議員選挙及び町長・町議会議員選挙費の減であります。

5 項統計調査費、補正額 7 万7,000円は、人件費であります。

7 項地方創生費、補正額560万円は、地方創生加速化交付金による大槌町ファン拡大推進事業委託料であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額 1 億2,307万7,000円は、臨時福祉給付金及び国民健康保険特別会計への繰出金等であります。

2 項児童福祉費、補正額1,104万1,000円の減は、児童手当の減額等であります。

3 項災害救助費、補正額4,750万円の減は、災害弔慰金の減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額4,093万円の減は、斎場整備実施設計業務委託料の減額であります。

2 項清掃費、補正額295万8,000円の減は、岩手沿岸南部広域環境組合負担金の減額等であります。

5 款労働費 1 項労働諸費、補正額783万1,000円の減は、震災等緊急雇用対応事業委託料等の減額であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額381万1,000円の減は、青年就農給付金及び食害対策事業補助金等の減額であります。

2 項林業費、補正額 8 万8,000円は、人件費であります。

3 項水産業費、補正額1,037万3,000円の減は、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金の減額等であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額385万3,000円の減は、中小企業融資保証料補給金及び観光物産協会運営費補助金等の減額であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額184万円は、人件費であります。

2 項道路橋梁費、補正額8,503万5,000円の減は、道路橋梁工事費及び高森団地線融雪設備工事等の減額であります。

3 項河川費、補正額353万3,000円の減は、沢山沢川護岸改修工事及び花輪田地区水道改修工事の減額であります。

4 ページをお開きください。

4 項都市計画費、補正額1,015万2,000円の減は、下水道事業特別会計繰出金の減額であります。

5 項住宅費、補正額3,589万円は、町営住宅基金積立金等であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額808万1,000円は、釜石大槌地区行政事務組合負担金及び消防団出動手当であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額1,455万6,000円は、教育費寄附金の教育振興基金積立金等であります。

4 項社会教育費、補正額16万6,000円は、人件費であります。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、補正額179万円の減は、安渡橋災害復旧事業に係る県代行災害復旧事業市町村負担金であります。

3 項文教施設災害復旧費、補正額 5 億2,673万9,000円の減は、大槌学園小中一貫教育校用地取得事業及び建設工事費の減額であります。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額126億4,161万8,000円は、第13回及び第14回申請に係る復興交付金の基金積立金等であります。

2 項復興推進費、補正額92億6,676万1,000円の減は、一体的面整備を行う復興整備事業の減額等であります。

3 項復興政策費、補正額2,863万4,000円の減は、鎮魂の森基本構想・設計業務委託料等の減であります。

4 項復興農林水産業費、補正額 3 億1,138万2,000円の減は、水産業共同利用施設復旧支援事業等の減額であります。

5 項復興商工費、補正額7,161万7,000円の減は、災害公営住宅共同店舗工事等の減額であります。

6 項復興土木費、補正額 3 億7,551万4,000円の減は、町道交付金事業及び白澤人道橋実施設計業務委託料等の減額であります。

7 項復興都市計画費、補正額 9 億8,829万8,000円の減は、防災集団移転促進事業等の減額であります。

8 項復興用地建築費、補正額17億8,557万5,000円の減は、防災集団移転用地費及び災害公営住宅整備費等の減額であります。

11 項復興社会教育費、補正額9,321万9,000円の減は、中央公民館防災設備整備工事費等の減額であります。

12 項復興支援費、補正額 2 億332万2,000円の減は、町独自支援の被災者住宅再建支援事業補助金等の減額であります。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費。追加。款・項・事業名及び金額の順に読み上げます。なお、款項の名称が同じ場合は、省略いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、1,189万6,000円。7 項地方創生費、大槌町ファン拡大推進事業、560万円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金事業、6,487万円。2 項児童福祉費、放課後児童健全育成事業、21万6,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、斎場整備事業、900万円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、沿岸営農拠点センター照明灯整備事業、150万円。

7 款商工費 1 項商工費、安渡地区廃棄物除去処理事業、308万4,000円。大槌商工会館建設補助事業、1,100万円。

11 款災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設事業、15億2,344万6,000円。

15 款復興費 1 項復興総務費、下水道事業特別会計繰出金、1,283万円。被災地域情報化推進事業、304万6,000円。FM放送施設整備事業、5,184万円。2 項復興推進費、沢山地区内水排除事業、618万9,000円。3 項復興政策費、公共交通体系再構築検討調査事業、490万円。生きた証プロジェクト事業、900万円。東日本大震災アーカイブ構築事業、3,300万円。大槌町中心市街地コーディネート事業、6,338万円。4 項復興農林水産業費、安渡地区等地質及び水質調査事業、718万2,000円。

6 ページをお開きください。

水産業共同利用施設設備導入等支援事業、2,417万4,000円。水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募タイプ）、12億9,013万5,000円。東日本大震災に係る水産業復旧支援事業、3,399万8,000円。5 項復興商工費、公営住宅活用事業、3,000万円。6 項復興土木費、がけ地近接等危険住宅移転事業、1 億212万2,000円。低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業、88万2,000円。7 項復興都市計画費、防災集団移転促進事業、688万3,000円。漁業集落防災機能強化事業、324万円。住居表示台帳整備事業、2,720万円。復興用地建築費、災害公営住宅整備事業（効果促進）、6,208万1,000円。防災集団移転促進事業、4 億9,125万4,000円。都市再生区画整理事業、2 億1,298万8,000円。赤浜地区漁業集落防災機能強化事業、536万6,000円。都市計画道路町方大ケ口線整備事業、1,464万2,000円。安渡地区津波復興拠点整備事業、4,872万7,000円。町方地区津波復興拠点整備事業、6,254万9,000円。津波拠点整備事業、30万円。（仮称）大ケ口大橋整備事業、610万9,000円。防災集団移転促進事業（効果促進）663万9,000円。12 項復興支援費、被災事業者支援事業、500万円。

事業の進捗等により翌年度に繰り越すもの38件であります。

7 ページをお願いいたします。変更。

2 款総務費 1 項総務管理費、花輪田地区集会施設整備事業、変更前金額1,010万円、変更後金額1,130万5,000円。

15款復興費 8 項復興用地建築費、災害公営住宅整備事業、変更前金額14億5,600万円、変更後金額22億2,500万円。

8 ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

小中学校仮設校舎賃借料、平成27年度から平成28年度まで、1億1,707万8,000円。

仮設小中学校空調設備賃借料、平成27年度から平成28年度まで、1,896万5,000円。

仮設小中学校渡り廊下賃借料、平成27年度から平成28年度まで、249万6,000円。

9 ページをお願いいたします。変更。

固定資産台帳整備事業、変更前限度額500万円、変更後限度額589万8,000円。

町方地区津波復興拠点整備事業、変更前限度額5,315万1,000円、変更後限度額9,842万円。

10ページをお開きください。

第4表地方債補正、追加。起債の方法、利率、償還の方法については、当初予算と同様ですので省略いたします。

起債の目的、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、限度額590万円。

起債の目的、道路照明・道路標識更新事業、限度額270万円。

11ページをお願いいたします。変更。

起債の目的、小鍬線災害防除事業、補正前限度額700万円、補正後限度額770万円。

桜木町幹線外側溝改修事業、補正前限度額280万円、補正後限度額220万円。

札幌橋外橋梁改修事業、補正前限度額1,960万円、補正後限度額1,230万円。

高森団地線融雪設備整備事業、補正前限度額3,890万円、補正後限度額310万円。

柁内地区側溝整備事業、補正前限度額1,500万円、補正後限度額2,490万円。

安渡分館整備事業、補正前限度額1億730万円、補正後限度額1億6,730万円。

臨時財政対策債、補正前限度額2億3,536万3,000円、補正後限度額2億1,821万9,000円。

12ページをお開きください。廃止。

起債の目的、斎場整備事業、限度額3,400万円。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

6ページ、進行いたします。

7ページ、変更。進行いたします。

8ページ、第3表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

9ページ、変更。進行いたします。

10ページ、第4表地方補正、追加。進行いたします。

11ページ、変更。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 1点だけ。この変更の中で、高森団地融雪設備整備事業に関してなんですけれども、以前たしか事業の見直しのときに、一旦見直しの上、廃止の対象になって、後で全体を見てからという話があったように記憶しているんですが、これは継続してその予算を持っていくということによろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えします。

これは地方債、今回の310万円に関しましては調査分でございます。実施の工事費ではなくて、この設計分を実施しましたので、この分は起債を起こして借りますということでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

12ページ、廃止。進行いたします。

15ページをお開きください。歳入。

1 款町税 1 項町民税。進行いたします。

2 項固定資産税。進行いたします。

9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

11 款分担金及び負担金 2 項負担金。進行いたします。

12 款使用料及び手数料 1 項使用料。進行いたします。

16ページに入ります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。進行いたします。

17ページ、3 項委託金。進行いたします。

14 款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

18ページに入ります。

2 項県補助金。進行いたします。

19ページ、3 項委託金。進行いたします。

15款財産収入 1 項財産運用収入。進行いたします。

16款寄附金 1 項寄附金。進行いたします。

20ページに入ります。

17款繰入金 1 項特別会計繰入金。進行いたします。

2 項基金繰入金。進行いたします。

18款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

19款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

20款町債 1 項町債。

22ページに入ります。歳入の質疑を終わります。

歳出に入ります。

歳出。2 款総務費 1 項総務管理費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 負担金のところで通知カード、これはマイナンバーのことですかね。そうですね。騒がれながらもマイナンバーになって、その不配達、何という表現でしたかね。そういうトラブルがあつたりいろんなことをしていますけれども、現在の町全体の普及率というか、申請率というか、そこら辺の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） ちょっと具体的な数字は持ち合わせておりませんが、昨年度から通知カードのほうについては、いろいろ委託業者等の不手際もございましたが順調に交付しておりまして、未交付率はたしか10%未満だと思っております。それで、年明けには個人番号カードについても申請を受け付けて、随時適切に対応しておるところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） どの程度の申請があつたかという数は把握していますか。全体の何割とかというのがあれば。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 直前で確認したのですが、716件となっているそうです。た

だ、直接町民課の窓口申請するわけではないので、J-LISのそちらのほうに申請した件数が700件ちょっとあるという状況です。それから、通知が来てから個人が窓口にとりにいく。それはまだ数十枚だったというふうに思っています。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

23ページに移ります。

2項徴税費。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費。

24ページに入ります。

5項統計調査費。進行いたします。

25ページ、7項地方創生費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 教えてください。補正で今の時期に560万円、大槌町ファン拡大推進事業委託料というのは、中身は何でしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） こちらの地方創生事業の中のFのプロジェクトでやっています交流人口拡大事業のほうの申請になります。こちらのほうをこの時期にしているのは、来年度の申請になると、実は手続が6月以降と8月ぐらいの交付見込みということになっていまして、4月の実施に間に合わない部分が出てきます。それで、今事業を決めているもので早目に着手したいということで、交付金の申請を別どりにいくと。

それで、今回こちらのほうで持っている事業につきましては、被災地と、あと地方創生を絡み合わせた事業ということで、先駆的な事業になるんじゃないかというふうなことをにらんで申請をしていると。先駆的な事業であれば、補助率が10分の10つくということもあって、通常ですと2分の1なんですけど、そちらのほうを早く受け付けるということで、それにまず手を挙げて事業化の様子を見るというふうなことで申請するために計上したというところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） その先駆的な事業たるものの中身が、具体にはどんなものがあるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 今考えている事業としては、著名な写真家をちょっと招

聘いたしまして、その写真家に中高生を対象とした写真の講座を開いていただいて、写真展事業をしようかなということで、復興の関連する写真を町内各所に展示ブースとして展示をしたりとか、あとは関連する写真マニアの方も一応呼び寄せて、地域おこしを図ろうというふうなことで今計画を練っているという段階でございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費。下村義則君。

○2 番（下村義則君） 障害者福祉費の中で伺います。

重度心身障害者医療給付金が150万円ほど減額になっていますが、この内訳というか、なぜ150万円減額したか。そのわけを教えてくださいたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 医療費助成につきましては、全体の対象者の動向によって増減するもので、今回150万円の減ということで、見込みも含めまして計上しておるところでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

26ページ、2 項児童福祉費。進行いたします。

3 項災害救助費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。進行いたします。

27ページ、2 項清掃費。進行いたします。

5 款労働費 1 項労働諸費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。進行いたします。

28ページに入ります。

2 項林業費。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 農業振興費の中で青年就農給付金が減額の225万円となっております。たしか大槌町では、この事業で給付を受けている方が4人いたと思いますが、1人150万円で、今回この225万円減額になっているその理由をお願いします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、現在4名の方が受給対象者でございます。そのうち1名が27年度の新規対象者ということでございます。ただ、残りの3名の継続の方でございますが、実は26年度、前年度に国の要請というか国のほうから3回目の交付、昨年度2回、

年2回なんですけれども、その分の3回の交付を実施してくださいと、繰り上げて実施しなさいという指示というか要請があった関係から、26年度で3回目の交付を行っているということで、今回当初で600万円予算計上しておりますが、今年度の確定額が新規の1名の方が150万円で、継続の3名の方が年額で75万円という計算になりまして、交付決定額が375万円という形になりましたので、その差額分を減額補正しているという中身でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

29ページに入ります。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費1項商工費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 観光のところで伺います。

文言的には交流人口だの観光を誘致しようだのと言いながら、言葉では表現しながら、これが330万円、この補助金の330万円が全体がどのくらいだったのかちょっと定かでないんですが、それがマイナスになっているということは、この観光協会の運営がなされなかったというようなことなんですか。

○議長（小松則明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） 議員の御質問にお答えします。

この337万円ですけれども、協会のほうの運営費としては総額で450万円となっております。それで、運営補助のほうが100万円で、350万円は人件費補助という形になります。それで今、人件費のほうで観光物産協会が役場、商工観光課の中にあるんですけれども、観光物産協会として雇用がなかったということで、この人件費の分を削減したということになります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

30ページ、8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

2項道路橋梁費。進行いたします。

3項河川費。進行いたします。

31ページに入ります。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

32ページに入ります。

4項社会教育費。進行いたします。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この災害復旧のところなんですけれども、ことしの1月に低気圧の影響で大槌湾内の防波堤等が一部壊れた場所があるというのがあります。それについて、当町のほうから、あそこは県の事業だと思うんですが、何らかの要望はなされたのかどうか。その辺お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） 改めて要望という形の対応はこちらのほうではとってはいませんが、県のほうで当然その調査等々をした上で、災害復旧という対象になればそのとおりに施工していただけるというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この場所については、以前にも私が指摘した場所でありまして。それで、今回その低気圧によって大きくずれ込んだということで、やっぱりたまたまそこには船が停泊していなかったことから漁業者の方の事故はなくて済んだのですが、やっぱりふだんから町民が使う施設に関する部分に関しては、やっぱり目を配らせる必要性があるのかなというふうに感じております。ぜひその辺、目配り気配りしながら対応していただきたいと思います。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3項文教施設災害復旧費。進行いたします。

33ページに入ります。

15款復興費1項復興総務費。進行いたします。

2項復興推進費。進行いたします。

3項復興政策費。進行いたします。

4項復興農林水産業費。下村義則君。

○2番（下村義則君） 共同利用施設の中で1億5,000万円ほど減額になっていますが、これの内訳をお願いします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） お答えします。

こちらの事業内容でございますが、共同で利用する設備、備品関係、設備関係の導入の支援でございますが、補助率2分の1で事業を行っております。今年度におきまして、公募等を行い、審査等を行った結果、6者の方が事業費の交付決定をしております。その差額になります1億5,100万円ほどを今回減額補正いたしまして、この額につきましては、28年度当初予算で改めて予算計上いたしまして、公募のほうをまた図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

34ページ中段まで。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 水産業災害復旧費のところでお尋ねいたします。

先ほどに関連して、1月の低気圧によって漁業施設の被害があったように伺っておりますが、当町の漁業者のところの被害はどの程度だったのか、お願いいたします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） ちょっと詳細なものが手元になくて恐縮ですが、把握している範囲では、漁船が1艘転覆というふうになったということで確認はとっております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

5項復興商工費。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 17節の公有財産購入費、内容の詳細を教えてください。

○議長（小松則明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） この3,000万円の予算ですけれども、当初その上の15款のほうに工事請負費で災害公営住宅店舗工事9,000万円ということで減額としておりますけれども、この部分は従来工事費のほうで検討していたのですが、住宅のほうが買い取りということになりましたので、今回の店舗部分につきましても買い取りの分で財産購入費のほうに3,000万円ほど計上した経緯になります。それで、これがそのまま28年度のほうに繰り越しという形になります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

35ページに入ります。

6項復興土木費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） これは、今回この復興費、軒並み減額が続いてありますね。この

背景というのは説明を受ければわかるんですけども、ただ世の人が見たら、予算はつけたんだけども何で減額しているんだという勘違いをして思うところがあると思うので、こういう減額の背景には予算を計上する上でこういう理由があるんだということをやはり説明しなければ、我々議員もそうですし、テレビを見ている方々も、こういうわけ減額になるんだなというのをわからせるためにも、ぜひわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。（「説明してください」の声あり）そうですね。説明に対しては。財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

東梅議員のおっしゃるとおりでございます。確かに億単位の減額になっておりますので、説明がなければ、これはどういう要因で要は減額になっているんだということで不審に思われる方もいらっしゃるかと思います。確かに予算編成の部分においては、復興の計画の状況によりまして、例えば27年度までには何戸建てるよというふうになっているのでその分の予算を計上していたり、平成27年度まではこの道路をつくるよというような事業計画に沿って、要は予算を計上しています。そのようにURとか、こういった復興整備事業も、その事業計画に沿って予算を盛るようにしております。

ところが、確かに諸所の事情によりまして、事業費精査、実績に伴いましてこの3月補正では例年減額を、実績に合わせて不用額を、今度は予算を持っていても使わないと不用額になりますので、不用額が生じないように、実績に合わせて3月補正では減額をするようにしております。

今後におきましては、3月の全員協議会の部分におきまして、どういった要因で減額になるよというようなことに関しましては、事前に御説明したいと思っております。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「はい、進行」の声あり）進行いたします。

7項復興都市計画費。進行いたします。

36ページ。進行いたします。

37ページ中段まで。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 使用料のところの栄町仮設グラウンドの倉庫のところの関連でちょっと伺います。

この前、新聞でしたか、楽天さんが寄附してあそこに人工芝を云々ということが、大

槌町の事情だったんですか、何かの事情で1年おくれになるという報道がなされてきました。楽しみにしていたスポ少の関係者ががっかりしたという話は聞いたんですけど、この前は甲子園のお祝いだったりということも反面ありながら残念なニュースだったと思うんですが、その理由をちょっとお聞かせください。これの絡みでそうなったのか、ちょっと詳細はわかりませんが、その理由をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） 楽天の支援で栄町グラウンドに人工芝を支援していただくということで、昨年から楽天のほうで寄附金を集めておりまして、1月時点で大体寄附金が集まったということで設計協議に入ったわけなんですけれども、栄町のグラウンドが3月になるともう使用が始まるということで、その設計をして工事に入ると、利用者がそのグラウンドを利用できなくなるということで、その工事が2カ月から3カ月かかるということと、設計もありますので、そういった関係で利用者が利用できなくなる期間ができるということで、楽天さんと協議しまして、ことしの12月のグラウンド利用が終わってからその設置工事に入るということで、楽天さんと協議してそのように決まったという経緯であります。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。進行いたします。

8項復興用地建築費。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 2目の区画整理用地費に関連しましてお伺いします。

現時点での区画整理事業、この進捗状況、進捗率がわかったら教えてください。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 区画整理に関しましては、今4地区で区画整理をやっておりますけれども、もう御存じのように町方地区から安渡、赤浜、吉里吉里、全て盛り土工事、かさ上げ工事を今やっております。それで、その前に、並行して土地の決め直し、換地ということでいっていただけますけれども、それについて今工事と並行して決めていくわけでございますけれども、現在町方地区とか吉里吉里地区では、土地のいわゆる仮換地指定という土地の決め直しについては、身内については全て100%済んでおります。安渡と赤浜については、この3月でまた区画整理審議会がありまして、大体7割近くはそれで土地を決めることができるということになっております。

それで、工事につきましては、御存じのように3月に町開きを町方地区ではやりますけれども、一部30ヘクタールのうち4ヘクタールについては、もう宅地の引き渡しは今

済んでおりますので、あと安渡、あるいは赤浜、吉里吉里についても、28年度には一部前半には引き渡しができる状況には、今工事はどんどん進んでいるという状況でございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） そうすると、今の説明でいくと、用地の取得に関してはほぼ100%近く取得したというような状況、認識でよろしいんですか。

○議長（小松則明君） 用地課長。

○用地課長（内金崎 智君） おおむねそのとおりでよろしいかと思えます。（「進行」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。38ページに入っておりますが、進行してもよろしいでしょうか。進行いたします。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） では、その関連になるのか、都市計画のほうになるのか、その換地の話が出たので。

きのうの一般質問でちょっと時間がなくてあれだったんですが、換地情報たるものを、前は水道管と下水道管の何か許可申請のときに、今回同意しますかということでチェックをしたと。それで、きのうの質問の答弁内容を見ると、住宅再建後調査を実施するというふうに答弁がありました。それで、何でもかという、例えばあした、あさって、地開きの末広町、俗に言うウナギの寝床という宅地で30坪ぐらいしかないところで、隣を買いたいなと思っても、隣が誰かがわからないと交渉すらできないという話があって、それはほかの地域でも同じだと思うんですが、この住宅再建の実際の意向調査がはっきりしてくれば、実際町方に、末広町に、吉里吉里に、どれだけ家が建つのかというのが実数としてわかると思えます。逆に言ったら、空き地をどうしていくのかを考えないと、本当のまちにならないと思うんですが、この意向調査の実施時期というのは、いつごろを予定しているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 調査自体は現在実施中でございまして、取りまとめにちょっと時間がかかっておりますので、年度の前半、なるべく早いうちにお示しできればと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

39ページ、11項復興社会教育費。進行いたします。

12項復興支援費。進行いたします。

40ページ。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第25号平成27年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時35分まで休憩いたします。

休 憩

午後 2時23分

○

再 開

午後 2時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第25 議案第26号 平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第26号平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第26号平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算については、医療費一部負担金免除措置延長等に伴う保険給付の増額と決算見込みによる補正であります。説明につきましては、款項及び補正額を読み上げ、その内容を御説明いたします。

1ページ目でございます。歳入。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税、補正額260万9,000円の増は、保険税の決算見込みに伴う一般被保険者国保税441万円の増額及び退職被保険者等国保税180万1,000円の減額であります。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額3,982万9,000円の減は、決算見込みによる普通調整交付金3,982万9,000円の減額であります。

6 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金、補正額2,180万1,000円の増は、退職被保険者等療養給付費の増額見込みに伴う現年分療養給付費交付金の増額であります。

11 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額5,889万円の増は、保険基盤安定負担金繰入金及び保険財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う増額であります。

2 ページ目をごらんください。歳出でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費、補正額4,247万1,000円の増額は、医療費一部負担金免除措置延長に伴う一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費の増額であります。

11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、補正額100万円の増は、国保税還付金決算見込みによる増額であります。

以上、既定の歳入歳出補正予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,347万1,000円を追加し、歳入歳出予算を総額24億2,130万4,000円とする補正になります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。歳入。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。進行いたします。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

6 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金。進行いたします。

6 ページに入ります。

11 款繰入金 1 項他会計繰入金。

7 ページ、歳出に入ります。歳出は一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第26号平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第26 議案第27号 平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第26、議案第27号平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） それでは、議案第27号平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、その提案内容を御説明申し上げます。補正予算書の1ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

2款国庫支出金1項国庫補助金、補正額965万円の減。

7款町債1項町債、補正額460万円の増。

歳入の変更は、金沢簡易水道拡張工事の減額及び財源の調整です。

2ページをごらん願います。歳出。

3款建設費1項建設費、補正額505万円の減は、金沢簡易水道拡張工事の減額によるものです。

歳入歳出合計は、それぞれ505万円を減額し、6,411万8,000円とするものです。

3ページをごらん願います。

第2表地方債補正。変更。起債の目的、金沢簡易水道施設整備事業。限度額、補正前2,400万円、補正後2,860万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様ですので省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第2表地方債補正。変更。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 起債なんですけれども、変更前は利率が年5%で借りていますが、これは今回の金融緩和策の影響で低金利になっているはずなんです、ここで金利を見直して低利で借りるということはできないんですか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） この3ページの利率の部分でございますが、これは年5%を

限度としてということでございまして、5%は限度額でございまして。

最近の利率は、今及川議員がおっしゃったように、最近利率変更が5年とか10年であるんですが、確かに下がってきておりますので、今後においては低利率の起債を導入していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6ページをお開きください。歳入、一括いたします。進行いたします。

7ページ、歳出、一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第27号平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第27 議案第28号 平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第27、議案第28号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） では、1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

1款分担金及び負担金1項負担金、補正額572万8,000円の減は、下水道受益者負担金の確定によるものです。

3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額800万円の減は、社会資本整備総合交付金により予定していた柁内地区雨水排水路詳細設計業務委託料を平成28年度事業に計上したことによるものです。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額2億4,694万3,000円の減は、一般会計繰入金で復興交付金事業の見込み額精査によるものです。

2 項基金繰入金、補正額11億4,518万8,000円の減は、復興交付金事業の見込み額精査により、東日本大震災復興交付金基金繰入金を減額するものであります。

8 款 1 項町債、補正額 1 億4,730万円の減は、下水道事業債で事業費の確定により減額するものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出です。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、補正額1,324万円の減は、枉内地区雨水排水路詳細設計業務委託料を平成28年度予算に計上し直したことによる減と、震災前に実施した浄化センターの増設工事を震災後に契約解除したことに伴う社会資本整備総合交付金の返還金の計上による増との差し引き減になります。

6 款復興費 1 項下水道整備費、補正額15億3,991万9,000円の減は、復興交付金による下水道整備費の事業費精査による減となります。

3 ページ目をお開きください。

第2 表繰越明許費です。追加です。

6 款復興費 1 項下水道整備費。事業名、沢山地区雨水排水路整備事業。金額、8,553万6,000円は、今回増額する補正額全額を来年度に繰り越すものでございます。

4 ページ目をお開きください。

第3 表地方債です。変更です。

起債の目的、下水道事業。補正前の限度額 5 億2,850万円を、補正後は 1 億4,730万円減額して、限度額 3 億8,120万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億5,315万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,470万4,000円とするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。第2 表繰越明許費、追加。進行いたします。

4 ページ、第3 表地方債補正、変更。進行いたします。

7 ページをお開きください。歳入、一括いたします。進行いたします。

8 ページ、歳出、一括いたします。何かございませんでしょうか。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 下水道についてですけれども、局長、前は小枕のほうまでいっていたよね、津波前。それで、津波後は、今あっちの泉町のほうはまた新しい防集団地に

なるんだけれども、その辺はどうなっているんですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 今後、その復興事業のほうで小枕地区のほうは造成されますけれども、下水道のほうについては、下水道区域のほうから外して浄化槽対応となることになっております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 個人的に言えば受益者負担とか何とかいろいろあったんだけれども、それでみんなやってきたんだが、それで浄化槽となれば、例えばあそこの団地は、例えば今の応急仮設のように集合型になるのか、個別型になるのか。その辺については。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 浄化槽については、従来どおり個別型、各家庭で浄化槽を設置するというものになります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第28号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第28 議案第29号 平成27年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第28、議案第29号平成27年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

4款繰入金1項他会計繰入金、補正額2,231万3,000円の減は、一般会計繰入金で復興

交付金事業の見込み額精査によるものです。

2 項基金繰入金、補正額 3 億 2,805 万円の減は、復興交付金事業の見込み額精査による東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額によるものでございます。

7 款 1 項町債、補正額 2,440 万円の減は、漁業集落排水事業債で事業費の精査による減額であります。

2 ページ目をお願いします。歳出です。

2 款 1 項漁業集落排水処理施設整備費、補正額 492 万 9,000 円の減は、主に公共ます設置工事見込み額精査によるものでございます。

6 款復興費 1 項漁業集落排水処理施設整備費、補正額 3 億 7,073 万 4,000 円の減は、主に一般会計において一体的面整備で行う漁業集落排水処理施設整備事業減額に伴う一般会計繰出金の減額でございます。

3 ページ目をお開きください。

第 2 表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前の限度額 9,600 万円を、補正後は 2,440 万円減額して限度額 7,160 万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 7,566 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6,810 万 2,000 円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。第 2 表地方債補正、変更。進行いたします。

6 ページをお開きください。歳入、一括いたします。進行いたします。

7 ページ、歳出、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第 29 号平成 27 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第29 議案第30号 平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第29、議案第30号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(千田邦博君) それでは、議案第30号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書の1ページ目をお開きください。

今回の補正予算の主なものは、保険料収入等の決算見込みに伴う補正であります。

第1表の歳入歳出補正予算、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料、補正額236万7,000円の減は、保険料の決算見込みに伴うものであります。

5款繰入金1項一般会計繰入金、補正額43万6,000円の増は、保険基盤安定基金繰入金確定に伴うものであります。

2ページでございます。歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額193万1,000円の減は、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金の減額によるものであります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1億1,847万6,000円とする補正になります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入、一括いたします。進行いたします。

6ページをお開きください。歳出、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第30号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第30 議案第31号 平成27年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第30、議案第31号平成27年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長(田中寛之君) 補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、平成27年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額569万円の増。

第2項営業外費用、補正予定額569万円の増。これは、給水収益の増による消費税及び地方消費税の再計算による増額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額37,939千円は、当年度分損益勘定留保資金37,939千円で補てんするものとする。」に改める。

収入、第1款資本的収入、補正予定額10億7,875万6,000円の減。

第1項企業債、補正予定額4,080万円の減。これは、災害復旧事業工事請負費の減額によるものです。

第2項補助金、補正予定額10億3,795万6,000円の減。これは、災害復旧事業工事請負費の減額によるものです。

支出、第1款資本的支出、補正予定額11億299万6,000円の減。

第1項建設改良費、補正予定額1億9,135万3,000円の減。これは、排水設備改良費及び災害復旧事業の計画見直しによる工事請負費の減額でございます。

第4項繰出金、補正予定額9億1,164万3,000円の減。これは、CMr 県土地開発公社

等に一括委託している水道事業会計から一般会計への繰出金の額が確定したことによる負担金の減額です。

2ページをお開きください。

第4条、予算第6条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、排水施設整備事業及び公営企業災害復旧事業、限度額は、補正前がそれぞれ1億4,150万円及び6,080万円。補正後が、それぞれ1億3,650万円及び2,500万円。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様ですので省略させていただきます。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「203,993千円」を「123,021千円」に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページ、平成27年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。5ページ、6ページです。進行いたします。

7ページをお開きください。平成27年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。進行いたします。

9ページ、平成27年度大槌町水道事業予定貸借対照表。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 給水の関係でお尋ねしたいと思うんですけども、大口に使っていただく方々なんですけれども、誘致企業が来てすごくありがたいんですね。なおかつ、その誘致企業の方々が水道を使ってもらえば、なおありがたいわけですが、誘致企業におけるこの水道の利用予想なんかはどうなっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 誘致企業による水道利用が、実は地下水を使いたいという企業が多くて、実際1社が上水道を利用しておりますけれども、ほかが地下水利用という、水道事業所とすればちょっと残念な結果になっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに町の水道を使うよりは、地下水をくみ上げるほうがコストが下がるということは十分わかります。ただ、どうなんだろうね。誘致する際に、せっかく来てもらって水道をお願いしたところでまたその話がキャンセルになるという話も、これもまた大変な話になるわけですが、やはりそこら辺は町長、どうです

かね。やっぱり頭を下げて、単価を下げるのがあっても使ってくださいよという交渉も一つなのじゃないかなという考えを素人ながら思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 実は、水道事業所長とも話をして、実は水道は引いているけれども、最低限だと。大槌町は湧水が豊かで、それがまた水産加工者にすれば魅力的なところなんだと思います。なかなか思いと水道事業ということと誘致というのは、すごく心の中で本当は葛藤。この前も顔合わせをしたときにここまで出たんですが、水道は引くんですけども、水は十分出ると。堤防でさえも何とか水をとめなければならないという努力をするくらいですから、水は豊富なんですよね。ちょっとその辺は所長とも同じなんですけど、大口として使っていただくことが大事だと思うんですが、やはりその辺もきちんと誘致企業の方々に御理解いただいて、ある程度使っていただくようにお話をしたいと思います。（「頑張りましょう」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。

12ページ、平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）説明書。収益的収入及び支出。支出、1款水道事業費2項営業外費用。進行いたします。

13ページ、資本的収入及び支出、1款収入、これは一括いたします。進行いたします。支出、この部分も一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第31号平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第31 議案第32号 平成28年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第32 議案第33号 平成28年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第33 議案第34号 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第34 議案第35号 平成28年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第35 議案第36号 平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて

日程第36 議案第37号 平成28年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第37 議案第38号 平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第38 議案第39号 平成28年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第31、議案第32号平成28年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第38、議案第39号平成28年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまで、予算8件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算8件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、予算8件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後 3 時 0 9 分